明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務五）　一
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（法務三）　三
〔告　示〕
○消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（消防庁三）　六
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十四年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告（人事院）　七
二千二十四年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（同）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則等の一部変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○総務省令第五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三及び第十七条の十の規定に基づき、並びに同法を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十六日

総務大臣　松本　剛明

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）	（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）
第三十一条の六　［略］	**第三十一条の六**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、第五項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。	3　防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［4～8　略］	［4～8　同上］
（工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習）	（講習）
第三十三条の十七　消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習（以下この条及び次条において単に「講習」という。）を受けなければならない。	**第三十三条の十七**　消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。

2　前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

［3　略］

（工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習に係る指定講習機関）

第三十三条の十七の二　法第十七条の十一第一項に規定する指定講習機関（以下この条において単に「指定講習機関」という。）の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。

2　指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一　第三十三条の十五第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる書類

二　講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

三　講習事務の実施の方法の概要を記載した書類

四　第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3　総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第十七条の十の規定による指定をしてはならない。

一　職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　申請者が、講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって当該講習が不公正になるおそれがないこと。

四　全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。

4　総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十七条の十の規定による指定をしてはならない。

一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二　その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。

三　第八項の規定により読み替えて準用する第一条の四第二十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。

四　第八項の規定により読み替えて準用する第一条の四第二十一項の規定による指定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人であること。

5　総務大臣は、法第十七条の十の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

6　指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

7　総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

8　第一条の四第九項から第十五項まで、第十六項（第五号を除く。）、第十七項から第二十一項まで及び第二十二項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、指定講習機関に

2　前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

［3　同上］

［新設］

ついて準用する。この場合において、第一条の四第十項中「第二条の三に定める」とあるのは「第三十三条の十七第三項の規定に基づき消防庁長官が定める」と、同条第十六項第二号中「実施場所」とあるのは「実施場所又は実施方法」と、同項第四号中「別記様式第一号による修了証の交付の有無」とあるのは「前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項各号」とあるのは「第三十三条の十七の二第三項各号」と、同項第二号中「第四項第一号又は第三号」とあるのは「第三十三条の十七の二第四項第一号、第二号又は第四号」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2　消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「第三十一条の七第二項」の下に「、第三十三条の十七の二第八項」を加える。

○法務省令第三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正）

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一

改正前			
［同上］			
静岡地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
浜松	（浜松）	静岡県浜松市中央区	［同上］
		静岡県の内浜松市湖西市	［同上］
［同上］			
奈良地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
葛城	（葛城）	奈良県大和高田市	奈良県の内大和高田市御所市

別表第一

改正後			
［略］			
静岡地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［略］	［略］	［略］	［略］
浜松	（浜松）	静岡県浜松市中央区	［略］
		静岡県の内浜松市湖西市	［略］
［略］			
奈良地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
［略］	［略］	［略］	［略］
葛城	（葛城）	奈良県大和高田市	奈良県の内大和高田市御所市

			香芝市 葛城市 北葛城郡
中和	（中和）	奈良県 橿原市	奈良県の内 橿原市 桜井市 宇陀市 磯城郡 宇陀郡 高市郡 吉野郡の内 東吉野村
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登記事務委任規則の一部改正）

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十四条　奈良地方法務局葛城支局、中和支局及び五條支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、奈良地方法務局で取り扱わせる。	**第十四条**　奈良地方法務局葛城支局、桜井支局、五條支局及び橿原出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、奈良地方法務局で取り扱わせる。

（公証人定員規則の一部改正）

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表

公証人定員表

法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員
［略］		
奈良	［略］	
	中和	一
	［略］	
［略］		

改正後	改正前
別表 公証人定員表	**別表** 公証人定員表
法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員	法務局又は地方法務局	本局又は支局	定員
［同上］			［同上］		
奈良	［同上］		奈良	［同上］	
	桜井	一		桜井	一
［同上］			［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則の一部改正）

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［略］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良県の内 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、高市郡、北葛城郡
桜井宇陀人権擁護委員協議会	桜井市	奈良県の内 桜井市、宇陀市、宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村
［略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［同上］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良地方法務局葛城支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
桜井宇陀人権擁護委員協議会	桜井市	奈良地方法務局桜井支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
［同上］		

（人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則の一部改正）

第五条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［略］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良地方法務局葛城支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
中和人権擁護委員協議会	橿原市	奈良地方法務局中和支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
［略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［同上］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良県の内 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、高市郡、北葛城郡
桜井宇陀人権擁護委員協議会	桜井市	奈良県の内 桜井市、宇陀市、宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村
［同上］		

附　則

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。